

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月8日

高知地方法務局香美支局 登記官 栗田晃功

記

1.手続番号	2.表題部所有者不明土地に係る所在事項
第4901-2025-0012号	高知県南国市前浜字季重1704番3
第4901-2025-0013号	高知県南国市前浜字季重1695番口
第4901-2025-0014号	高知県南国市前浜字季重1703番口
第4901-2025-0015号	高知県南国市前浜字季重1704番2